

## 第10章 撤去工事

### 1. 撤去工事

#### (1) 撤去工事の区分

※ 使用しない給水管等を撤去する場合は、原則として配水管からの分岐部で閉止する。

また、給水管の引込みは、1つの区画・敷地につき1本が原則であるが、特別な理由がある場合は、下表で指定する閉止位置・方法により、その例外を認める。

※ 1つの区画・敷地に複数本ある給水管のうち使用しないものについて、将来的に給水の予定があるとして第一止水栓（無い場合は敷地内の官民境界）で閉止する場合は、給水装置工事申込書に申込者から念書を得ること。

区分		閉止位置	閉止方法等
以後、使用予定の無い給水装置を撤去	下記以外	配水管の分岐部	<b>【EFサドル(止水プラグ付き)の場合】</b> ・止水用プラグを挿入してEFキャップ止め <b>【分水栓の場合】</b> ・ユニオンを外して砲金キャップ止め <b>【チーズ分岐の場合】</b> ・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)
	将来的に配水管の布設替えの予定がある場合	敷地内の官民境界	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ) ・標示杭設置 (申込者負担)
給水管の取出し口径の変更に伴い不要となる給水管がある場合		配水管の分岐部	<b>【EFサドル(止水プラグ付き)の場合】</b> ・止水用プラグを挿入してEFキャップ止め <b>【分水栓の場合】</b> ・ユニオンを外して砲金キャップ止め <b>【チーズ分岐の場合】</b> ・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ)
区画変更等により1つの区画に給水管の引込みが2本以上となった	うち、使用しない給水管	敷地内の官民境界	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ) ・標示杭設置 (申込者負担)
	将来的に給水の予定がある給水管	第一止水栓 (無い場合は敷地内の官民境界)	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ) ・標示杭設置 (申込者負担)
給水装置の一部を撤去するが、以後も給水の予定がある		第一止水栓 直結止水栓 給水管の切断部 など適宜	・キャップ止め (HPPEの場合はEFキャップ) ・プラグ止め (直結止水栓の場合)

(2) 撤去にかかる申込書や報告書には、閉止位置のオフセットを原則として3点以上正しく測定し記入すること。

#### ☞ 関連事項

- ・申込書や報告書にかかる事務は第13章(31ページ)を参照のこと。
- ・様式は別冊の「様式集」を参照のこと。